

廃校施設の有効活用について ～みんなの廃校プロジェクト～

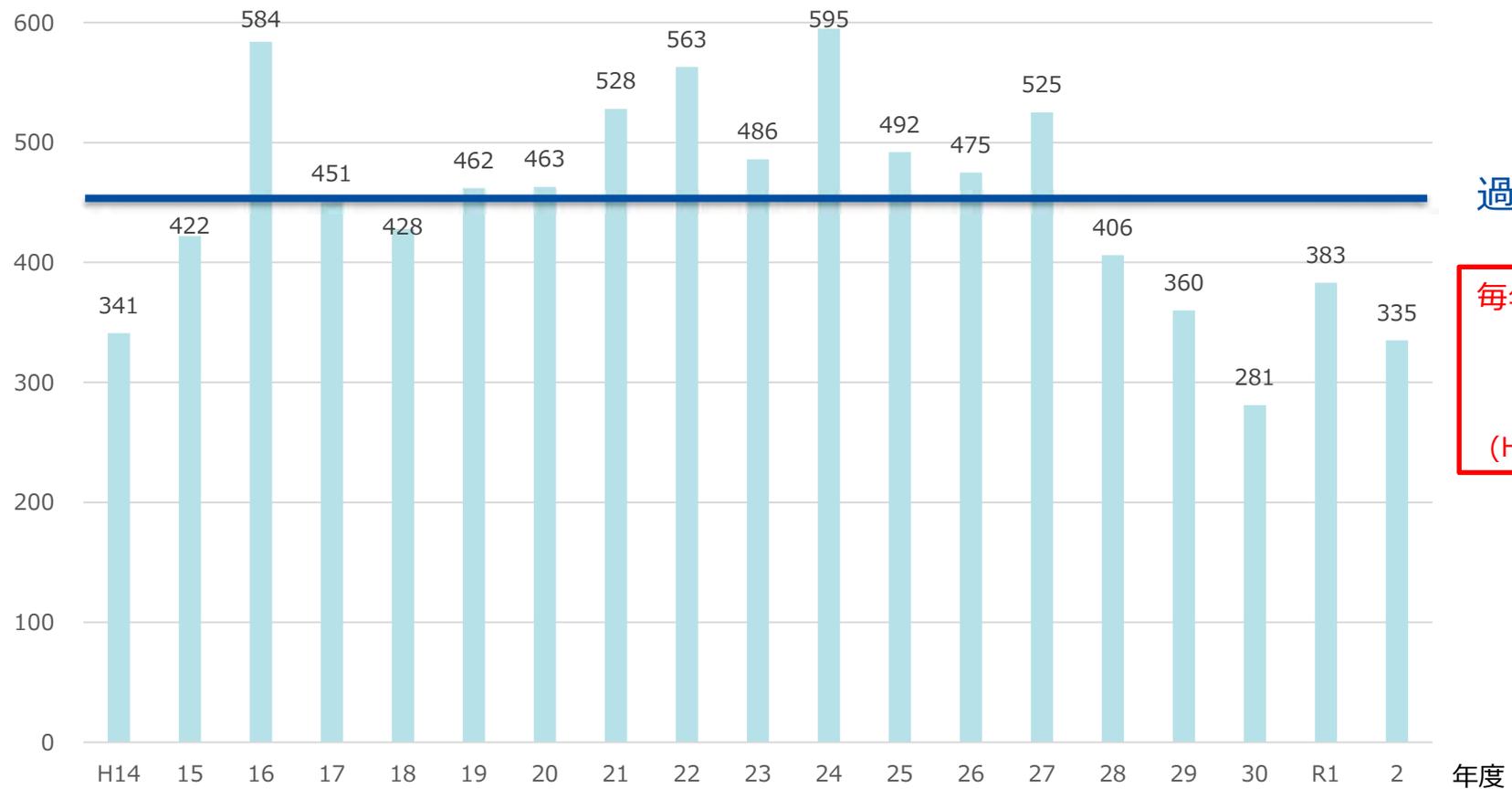
令和6年10月2日

大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課

廃校の発生状況について

- ✓ 少子化に伴う児童生徒数の減少等により、**毎年約450校程度の廃校**が全国で発生

廃校数



過去平均

毎年平均約450校。
R3年度時点で
8,580校が
廃校に。
(H14~R2年度累計)

出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）
（調査対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

廃校の活用状況について①

- ✓ 廃校施設のうち、約 8 割は既に活用
- ✓ 活用用途は、“学校”、“社会体育施設”、“社会教育施設”としての活用が多いほか、“企業等の施設”としての活用も多く見られます

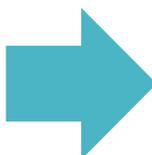


和紙用具ミュージアムとして活用
(岐阜県美濃市)

平成14年度～令和2年度の廃校の状況

(令和3年5月1日現在)

廃校数	8,580
施設が現存している廃校数	7,398
活用中	5,481
未活用	1,917
活用用途あり	278
活用用途無し	1,424
取壊し予定	215
現存施設なし	1,182



活用用途

(平成14年度～令和2年度)

学校（大学を除く）	3,948
社会体育施設	1,756
社会教育施設・文化施設	1,330
企業等の施設・創業支援施設	1,020
福祉施設・医療施設等	774
体験交流施設等	520
庁舎等	461
備蓄倉庫	199
大学	79
住宅	21

(複数回答)

(校舎と屋内運動場の合計件数)



コミュニティ複合施設として活用
(鳥取県八頭町)



サテライトオフィスとして活用
(山口県周防大島町)

出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校の活用状況について②

- ✓ 廃校施設のうち、**2割（約1,400校）**が活用されていない
- ✓ 地方公共団体は、“**建物が老朽化している**”、“**地域等からの要望がない**”、“**財源が確保できない**”などの理由で活用用途が決まっていないと考えています

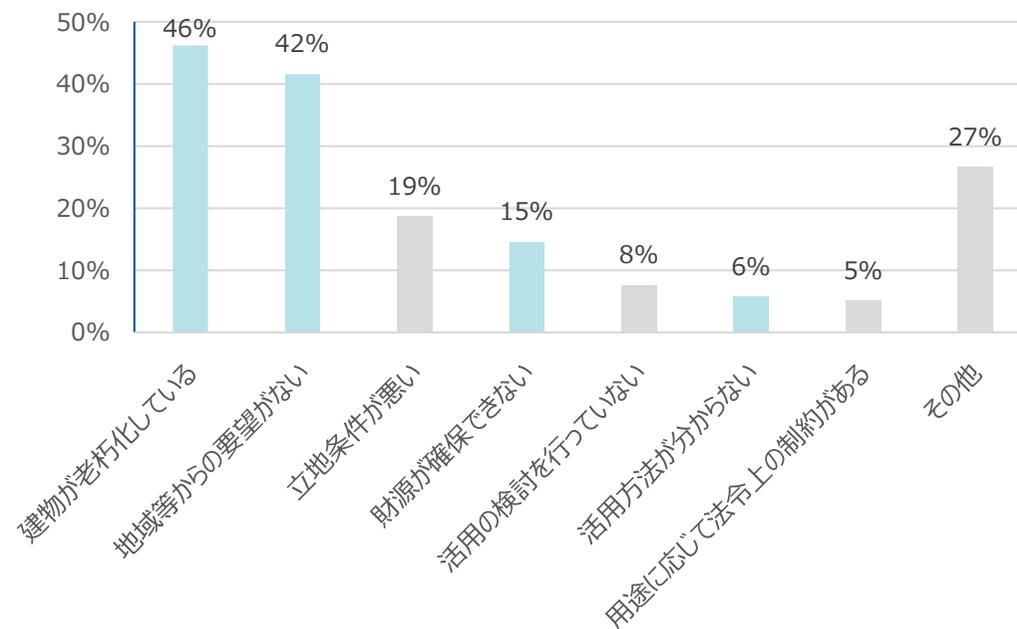
平成14年度～令和2年度の廃校の状況

(令和3年5月1日現在)

廃校数	8,580
施設が現存している廃校数	7,398
活用中	5,481
未活用	1,917
活用用途あり	278
活用用途無し	1,424
取壊し予定	215
現存施設なし	1,182



活用用途が決まっていない理由（地方自治体からの回答）



(複数回答)
(校舎)

出典：令和3年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校活用の推進に向けた取組 ～みんなの廃校プロジェクト～

廃校活用推進のため、文部科学省では、～みんなの廃校プロジェクト～として、全国各地の優れた**活用事例**、活用を希望する**廃校情報等のホームページでの公表等**を通じて、廃校を“使ってほしい”**地方公共団体と廃校を“使いたい”企業等への情報発信・マッチング**を行っています

<文部科学省～みんなの廃校プロジェクト～ ホームページ>

「みんなの廃校」プロジェクトとは？

少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国では毎年の約450校程度の廃校施設が生じています。廃校施設は地方公共団体にとって貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用していくことが求められています。文部科学省では、平成22年9月に「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げ、活用用途を募集している全国の廃校施設情報を集約・発信する取組やイベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて、廃校施設の活用を推進しています。

最新情報

- 令和5年10月20日「廃校活用推進イベント」を開催しました。
- 令和5年9月「廃校活用事例集」をリニューアルしました。

全国の廃校活用事例が知りたい！

廃校活用って何だろう？ 廃校でどんなことができるの？

- 廃校活用事例集についてはこちら！
- 廃校施設等活用事例リンク集についてはこちら！

廃校施設の活用を検討している事業者等の皆様へ

活用用途を募集している廃校物件を知りたい！

- 現在活用用途を募集している廃校施設の一覧はこちら！ 毎月更新中！
- 廃校活用推進イベントについてはこちら！

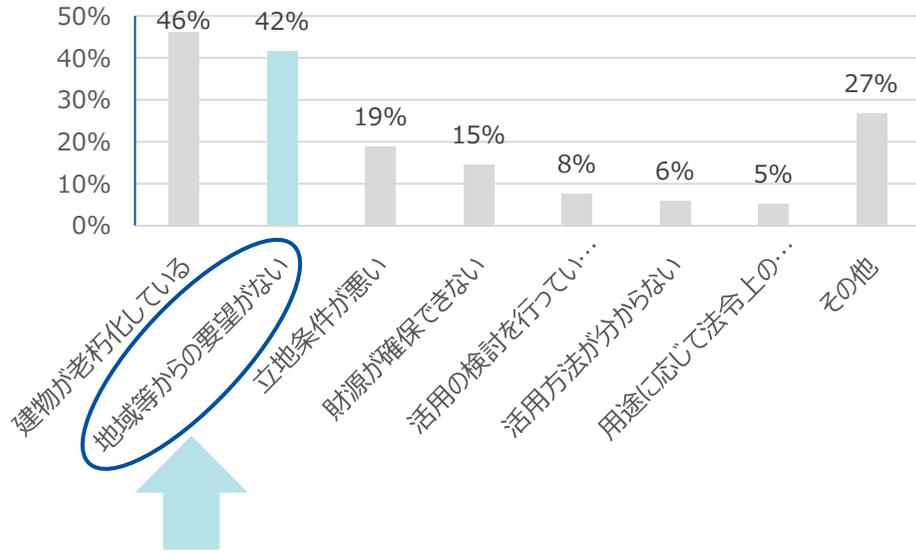


https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

みんなの廃校プロジェクトの取組①

～活用用途を募集している廃校施設の公表、イベントの開催～

活用用途が決まっていない理由（地方公共団体からの回答）



廃校を持つ地方公共団体単独では、
廃校施設を活用したい企業等へのPRに限界も...



特徴的な廃校活用事例を知り・学べ、
地方公共団体から**活用を希望する廃校のPR**
を行う**イベント**を開催



- (参考) 令和5年度開催実績
 日時：令和5年10月20日(金)
 ・行政説明
 ・事例発表（茨城県龍ヶ崎市、北海道深川市×株式会社HPRS、
 岡山県笠岡市×NPO法人海の校舍大島東小）
 ・自治体とのマッチングタイム、PR動画配信
 （北海道、岩手県一関市、福島県川俣町、茨城県かすみがうら市、茨城県筑西市、栃木県塩谷町、
 千葉県勝浦市、千葉県君津市、静岡県静岡市、兵庫県豊岡市、広島県広島市、愛媛県宇和島市）



文部科学省ホームページにおいて、
地方公共団体から掲載希望のあった
活用用途を募集している廃校施設を公表



平素期	福川市	主基小学校	福川市成川35			
～旧外周線・内周線交差点から約7m	問い合わせ先	福川市 企画政策課地域戦略係	04-7093-7828			
用途地域	土地面積 (㎡)	構造 竣工年 築年区分	建築面積 (㎡) 延床面積 (㎡) 階数	事業内容	貸与・譲渡条件等	備考
都市計画区域外	7,529	鉄筋コンクリート S54	- 1,922	アイデア募集	・地域の振興や活性化につ ながること ・事業開始後も市の防災対 策や防災機能の維持に協力 すること(詳細は別途協議)	・校舎は設置変更の必要あり ・旧校舎面積(356㎡×287㎡)が 確保
旧校舎の外観写真	校舎等の平面図	校舎等の配置図				

主な掲載情報

- ・学校名
- ・住所・アクセス
- ・面積
- ・建物構造、竣工年
- ・募集内容、条件
- ・写真、平面図
- ・問い合わせ先

※廃校の情報については、国土交通省ホームページ（空き家・空き地バンク総合情報ページ）からの検索も可能。

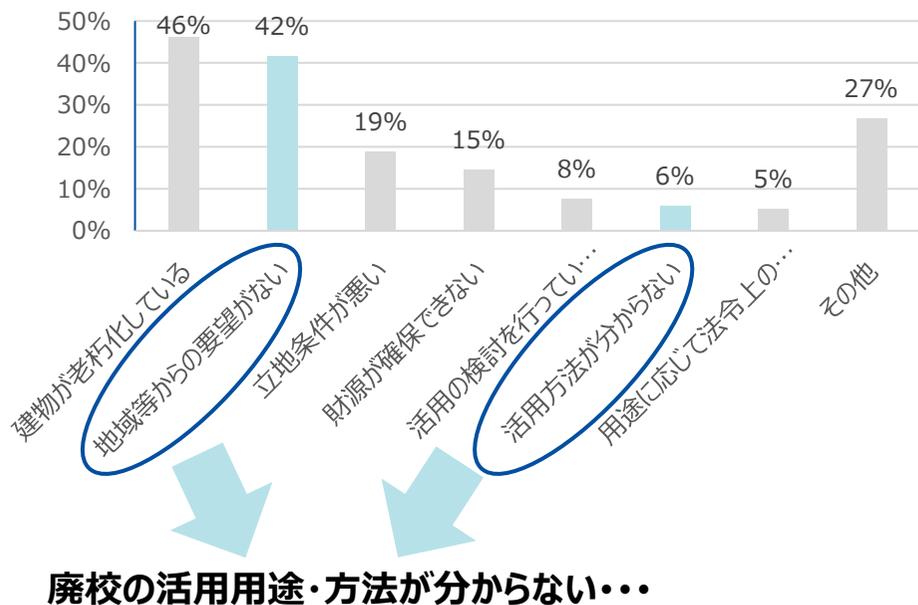
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000_131.html



みんなの廃校プロジェクトの取組②

～廃校活用事例集の作成・公表～

活用用途が決まっていない理由（地方公共団体からの回答）



廃校活用に至った経緯や改修コスト等の
 情報を含む**廃校活用事例集**を作成、
文部科学省ホームページにおいて公表

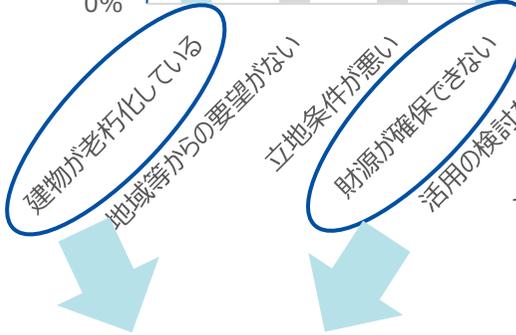
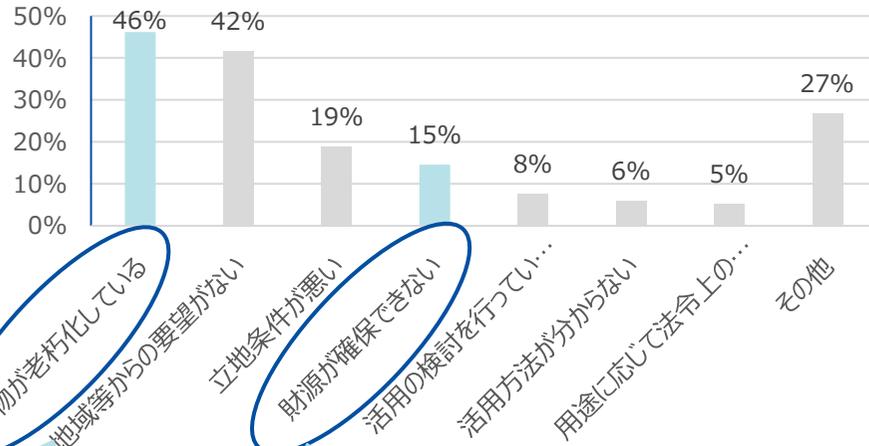


活用事例集

みんなの廃校プロジェクトの取組③

～廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度について情報発信～

活用用途が決まっていない理由（地方公共団体からの回答）



廃校活用に利用できる支援制度が分からない...



廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度をとりまとめ、**文部科学省ホームページ**において公表



・利用可能な支援制度の一例
（一覧はみんなの廃校プロジェクトホームページを参照ください）

対象となる転用施設等	事業名	ホームページのURL	所管官庁
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ助成 (地域スポーツ施設整備助成)	https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/78/Default.aspx	スポーツ庁
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎市町村等が実施する過疎地域の廃校舎の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	-	総務省
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型））	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuishin/nouhaku_top.html	農林水産省
	②農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））	https://www.maff.go.jp/j/ka-sseika/k_seibi/seibi.html	
交流施設等の公共施設	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業循環成長対策 (木造公共建築物等の整備)	http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html	林野庁
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	国土交通省
「地方版創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定された地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組	デジタル田園都市国家構想交付金	https://www.chisou.go.jp/so-usei/about/kouhukin/index.html	内閣府

廃校活用に関する近年の政府方針や他省庁における施策の動向

- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）
（抄）

「また、外国人との共生社会の実現のため、認定日本語教育機関の活用を含めた国内外における日本語教育の実施の強化や、高度外国人材の受入れ環境を一層充実させるため、廃校の活用等を含め、外国人の子弟を受け入れる学校やインターナショナルスクール等での教育環境の整備に取り組む。」

- 地域再生法の一部を改正する法律（令和6年法律第17号）
廃校を団地再生のために用途変更する場合の高さ制限の緩和等
（内閣官房・内閣府総合サイト地方創生ホームページ）

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/danchisaisei.html>

- スモールコンセプションの推進

地方公共団体が所有・取得する空き家等の身近な遊休不動産について、民間の創意工夫を最大限に生かした小規模なPPP/PFI事業を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取り組み

（国土交通省HP：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-7-5.html>）

財産処分手続について（地方公共団体の方へ）①

- ✓ 国庫補助を受けて整備した建物を処分制限期間内に転用等する場合には、**文部科学大臣の承認（財産処分手続）**が必要。
- ✓ 補助目的外に転用等する場合には、原則国庫納付が必要だが、**一定の条件の下で国庫納付を不要とする（以下参照）**など、**公立学校施設に係る財産処分手続きを大幅に弾力化**

令和6年5月31日付け通知

適正化法第22条		国庫補助を受けて整備した建物等を財産処分する場合には、文部科学大臣の「承認」が必要										経過後													
政令告示	期間	処分制限期間内										経過後													
通 知	財産処分内容	有償	無償							文部科学大臣が特に認める場合	交付決定事項	内閣総理大臣による地域再生計画の認定を受けた場合	廃つ公益に資する用を供しない一時的な転用又は貸与であり	金額の国庫納付が済んでいない補助金等の全部に相当する	過去の財産処分が伴っている場合										
		貸与・譲渡等	転用・貸与・譲渡・取壊し													<ul style="list-style-type: none"> ・災害等により全壊等した建物等の取壊し及び廃棄 ・保健衛生等において不適当な学校給食施設の建物の取壊し ・単独で改築する建物の取壊し ・教職員住宅の無償による転用 ・教職員住宅の教職員以外の者への貸付け ・認定こども園に係る幼稚園の財産処分（新制度対応） ・特別支援学校、不登校児童生徒に対してその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供するための建物等の転用並びに無償による貸与・譲渡 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険建物又は危険建物に準ずる建物の取壊しに係る財産処分等、当該建物の改築事業等の交付決定があった場合 ・建物の取壊しに係る財産処分等、津波移転改築に係る交付決定があった場合 ・建物の取壊しに係る財産処分等、長寿命化改良事業に係る交付決定があった場合 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校、不登校児童生徒に対してその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供するための建物等の転用並びに無償による貸与・譲渡 他 							
		国庫補助事業完了後10年未満	国庫補助事業完了後10年未満	国庫補助事業完了後10年以上経過	国庫補助事業完了後10年未満														市町村合併計画に基づく場合	国庫補助事業完了後10年以上経過					
			右記以外の転用・貸与・譲渡・取壊し	耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る。）	防災機能強化事業（法令等に適合させるための工事及び建築非構造部材の耐震対策工事に限る。）	〔 国庫補助事業完了後5年以内に取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものを除く。 〕	※国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の財産処分と併行して行う場合に限る。	大規模環境施設改築事業、公立学校情報通信ネットワーク光発電等導入事業	市町村合併計画に基づく場合										国庫補助事業完了後10年以上経過						
		通知の摘要	4(2)	4(1)②	4(2)	4(1)③	4(1)④	3(1)③	3(1)①										別表1	4(1)⑧	3(2)				
		地方公共団体の手続	承認申請					大臣への報告											承認申請	承認手続不要					
		承認の条件等	有	無	有	無																			
		国庫納付金		国庫納付金相当額以上の基金積立		国庫納付不要																			
		基金積立				国庫納付不要																			

財産処分手続について（地方公共団体の方へ）②

令和6年5月31日付け通知による改正の主なポイント

より一層の既存ストックの活用を図るとともに、補助金等のより適切な執行の観点から、次のとおり財産処分手続について改正

新たな補助メニューへの対応

近年の不登校児童生徒数の増加に対応するため、廃校や余裕教室等の既存施設を活用して学びの多様化学校や夜間中学を整備する場合における新しい補助メニューを令和6年度から創設

通常、国庫補助事業完了後10年未満については、国庫納付が必要となるが、次に該当する場合は、**年数にかかわらず、国庫納付不要**となり、事務手続も**報告**とする

●3(1)②の別表1「報告事項一覧」への追加

・廃校や余裕教室等の既存施設を、**学びの多様化学校や夜間中学に転用又は無償により貸与・譲渡する**場合。

・「学びの多様化学校や夜間中学の用に供する既存施設の改修」を実施して、既存施設を整備したが、**学びの多様化学校や夜間中学が不要となった場合**で、当該施設を**無償により財産処分する**場合。

その他の見直し

●承認申請手続は必要であるが、国庫納付不要となる範囲を拡大

・4(1)③の対象範囲を拡大

これまでの「耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る。）又は防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事に限る。）」以外に、**防災機能強化事業のうち法令等に適合させるための工事***についても対象とする。

※「ブロック塀等の安全対策工事」「既設エレベーターの防災対策に必要な工事（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置等の防災機能向上に資する機能の付加。）」

・4(1)④の対象事業を追加

これまでの「大規模改造事業、防災機能強化事業又は太陽光発電等導入事業」以外に、**公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業**についても新たに対象とする。（国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の財産処分と併行して行う場合に限る。）

●財産処分に係る通知の統合

これまで公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業等に係る財産処分手続については、初等中等教育局長通知※により取り扱ってきたところですが、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（大臣官房文教施設企画・防災部長通知）に統合する。

※「安全・安心な学校づくり交付金（地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業、校内LANの新設事業）及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（令和2年4月1日付け元文科初第1814号）

財産処分手続について（地方公共団体の方へ） ③

学校施設を一時的に学校教育以外の用に供する場合

学校教育の目的で使用している学校施設について、**放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要。**

- 「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に使用する場合のこと。
- 公立の学校給食施設についても、一時的な使用の場合は財産処分手続不要。
なお、学校給食施設を一時的に学校給食以外の用に供する場合には、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）も踏まえつつ、学校給食に支障がないことを確認する必要があります。

一時的な使用事例

夏季休業中の学童保育所における 昼食提供（八王子市）

○概要

小学校の協力により、昼食場所を学校内に確保し、学校給食調理室を活用した昼食提供を5日間程度実施

○目的

児童の健康維持増進と、保護者の朝の負担軽減を図る。



- 他の用途の専用として活用しており、当該年度において学校教育目的として使用しない場合は、財産処分手続が必要。
この場合においても、1年以内の使用であれば、学校教育目的としての用途・目的を妨げない限度において、財産処分手続は不要。
- ただし、1年以内の貸借期間であっても、実態上、貸借期間が1年を超えるような期間の更新が見込まれるのであれば、一時的な使用とはいえ、当初より財産処分手続を行う必要があります。
- また、1年単位で行うものであっても、実態として複数年にわたって使用する場合には、期間を更新することになるため、都度、財産処分手続を行う必要があります。

地方公共団体の担当者の方へ

- ✓ 廃校を積極的に活用することで、“**維持管理費や公共施設の施設整備コストの縮減**”といった短期的な効果のみならず、“**地域コミュニティの維持・活性化**”や“**産業振興**”といった様々な効果が期待されます。
- ✓ 廃校の活用にあたっては、以下の点が重要です。
 - **廃校にすることを決定する段階で、併せて廃校の活用等についても検討**すること
 - 地方公共団体全体を俯瞰したまちづくりの観点から活用方策を検討するため、教育委員会のみならず、“**まちづくり・地域振興・産業振興等の多様な関係部局も含めた検討体制**”とすること
 - 廃校は地域の“思い”が詰まった施設であるため、“**地域の意向を踏まえながら検討・活用を進めること**”
 - － 地域住民、行政、民間企業等が協働して活用方策・計画を検討、地元住民からの意向聴取、サウンディング型市場調査等、様々なプロセスで活用方策を検討している例があります
 - － (特に企業等において活用される場合) 活用中も積極的に活用企業等とコミュニケーションを図り、地域に根ざした施設とすることも重要です

**文部科学省～みんなの廃校プロジェクト～ ホームページへの
廃校情報の掲載も含め、積極的に廃校活用を御検討ください！**

廃校活用には、様々なメリットがあります。

- ①“まとまったスペースの活用が可能”、“教室ごとに間仕切られた使い勝手のいい空間”、“静かな環境”といった**立地・建物特性に係るメリット**
- ②“既存施設の活用による早期着手やコストダウン”といった**既存施設活用に係るメリット**
- ③“話題性・メディアからの注目”や“地域に根ざした活動が可能”といった**元学校ならではのメリット**

是非、廃校の活用について前向きに御検討ください！

廃校活用の概要については、文部科学省～みんなの廃校プロジェクト～ ホームページをご参照いただくとともに、具体的なご相談については各地方公共団体にお寄せください。